

鹿屋市人権教育・啓発実施計画

(令和3年度～令和5年度)

鹿屋市

1 本計画の位置づけ

(1) 計画の趣旨

鹿屋市人権教育・啓発基本計画に基づき、全ての市民の人権が尊重される明るい社会を実現するために人権教育・啓発活動の目標及び行動指針を定め、その効率的かつ効果的な推進に資するもの

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

(3) 計画の進め方

実施計画に基づく取組をより効率的かつ効果的に推進するため、毎年度、各所管において実施した人権教育・啓発の取組の成果と課題について、それぞれ年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取組に反映させることとする。

2 人権侵犯事件の動向

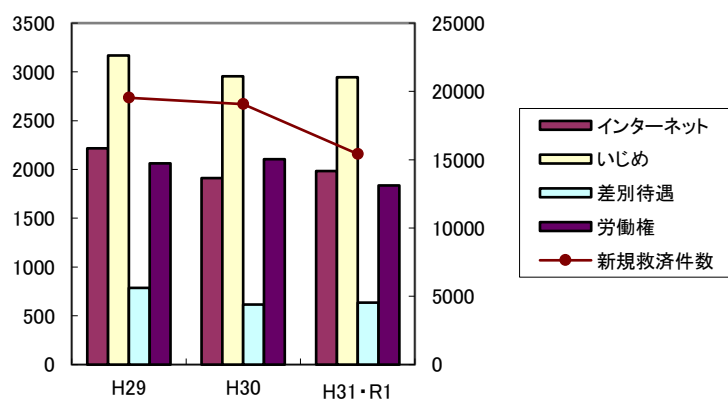
平成31年3月17日に法務省により公開された、『平成31年及び令和元年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）』によると、人権侵犯事件に対する全国の新規救済手続開始件数は15,420件（前年19,063件）で、平成30年と比較して19.1%減少している。

このうち、インターネット上の人権侵害情報に関する事件が平成30年と比較すると3.7%増加しているほか、差別待遇に関する事件も3.3%増加している。

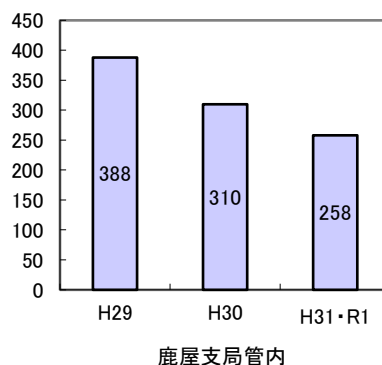
また、学校におけるいじめに関する事件及び労働権に関する事件は、わずかながら減少の傾向にある。

一方、鹿屋法務局管内における人権相談件数は、平成29年は388件、平成30年は310件、平成31年・令和元年は258件であり、平成30年と比較して16.7%減少している状況である。

「人権侵犯事件」の状況について



人権相談件数



鹿屋市が実施している子ども家庭相談における児童虐待、子どもの不適切な養育に関する相談件数は増加傾向にあり、また、女性相談・配偶者等間の暴力相談に関する相談件数も増加している。

身近な家庭内において子どもや配偶者の人権侵犯が問題化するようなケースは依然として存在している状況である。

3 現状と課題

近年の社会の急激な変化の中で、女性や子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や高齢者の人権問題に加え、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題になっている。また、日本固有の重大な人権問題である同和問題も依然として存在している。

このような情勢の中、平成30年に鹿児島県が実施した意識調査では、人権に対する印象や感想について、「憲法で守られている（憲法で基本的人権が守られている）」「重要な問題である」と回答した人はともに前回調査同様約5割にとどまり、「自分に関係がある」と回答した人の割合は前回調査からわずかに上昇したものの、約3割にとどまった。

また、「基本的人権が尊重されている社会だと思う」人の割合は3割強で、前回調査から低下しており、人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかとなった。

鹿屋市においては、ハンセン病及び北朝鮮による拉致問題など解決すべき重要課題がある。

ハンセン病問題については、令和元年に、家族が受けた固有の被害への賠償を命じる判決が出された。これに国は控訴せず、この判決が確定し首相が直接原告である家族に謝罪を行った。しかしながら、元患者や家族への未だ根深い社会的な偏見や差別に加え、元患者の社会復帰が困難な状況となっており、今後とも、「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心に正しい知識と理解を深める啓発活動等の取り組みが必要である。

拉致問題においては、日本政府が認定した北朝鮮による拉致被害者は17人で、鹿屋市でも市川修一さんが拉致被害者に認定されている。昭和53年に拉致されてから43年が経過していることもあり、事件の風化が懸念される。今後とも、「北朝鮮人権問題啓発週間」を中心に、各種啓発活動を行い、関係団体と連携を密にすることが必要である。

鹿屋市としては引き続き、人権問題に関わる市職員及び教職員の意識の向上を図るため、様々な政策や取組を研究・実施し、より効果的な人権教育・啓発活動を展開し推進していくことが重要であると考えられる。

4 人権の目標と令和3年度から令和5年度までの行動指針

鹿屋市人権教育・啓発基本計画の基本目標である「人権を尊重する平和な社会の実現」と、鹿屋市「人権尊重のまち」宣言に掲げる「市民みんなの人権が保障される明るく住みよい鹿屋市の実現」を目指し、以下の行動指針を定める。

- (1) 人権教育、人権啓発強調期間等において、人権教育・啓発活動に関わる関係機関の横断的な連携及び強化・充実を図る。併せて、特設人権相談等の周知・広報等に係る創意工夫を図る。

(2) 市民の関心が高い学校におけるいじめ問題、女性相談・配偶者等間の暴力に関する問題、児童に対する虐待問題、インターネット等による人権問題について、重点的な啓発活動等の強化・充実を図る。

(3) 市職員及び教職員における人権教育、担当職員における専門性の高い人権研修等を充実し、職員の人権に対する意識の向上を図る。

5 令和3年度から令和5年度までの目標達成に向けた行動指針に基づく施策毎の具体的な取組

(1) 人権教育・啓発の推進方策

①総合的な啓発活動等

		課室係	市民課	戸籍係
事業名	人権広報活動			
概要	<p>(1)人権問題について、広報誌及びホームページ掲載、防災行政無線放送（町内会回覧）、FM放送、ポスター掲示、資料の窓口配布等による周知・啓発に取り組む。</p> <p>①人権に関するポスターコンクールの実施（鹿児島県） ②「外国語人権相談ダイヤル」の周知（法務局） ③「子どもの人権110番」強化週間（法務局） ④「ヘイトスピーチ、許さない」ポスターの掲示（法務局） ⑤「全国一斉！高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の周知（法務局） ⑥「人権啓発パンフレット・チラシ」の配付（鹿児島県） ⑦「人権同和問題啓発強調月間」の周知（鹿児島県） ⑧「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の周知（法務局） ⑨「全国一斉！女性の人権ホットライン」強化週間の周知（法務省） ⑩「外国人権相談リーフレット」の配布（法務局） ⑪「人権週間」の周知（法務局） ⑫「人権擁護委員リクルート用冊子」の配布（法務局） ⑬「社会を明るくする運動強化月間」の周知（法務省）</p> <p>(2)人権に係る集会等への後援又は参加により、人権擁護に係る社会的機運の醸成に資する。</p> <p>①人権同和問題県民のつどい（鹿児島県／参加） ②全日本同和会全国大会（全日本同和会／祝文）</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○あらゆる手法を用いて、全市民へ周知広報を行う。			

②学校教育における啓発活動等

		課室係	学校教育課	学校教育係
事業名	いじめ問題を考える週間			
概要	(1)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 (2)学校生活全般における指導及びいじめ問題に関する授業の実施 (各学校の取組例) ①「いじめを1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、いじめ問題等の実態調査やアンケート等を実施し、いじめ問題等の早期発見に努める。 ②道徳科や学級活動の授業において、いじめ問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施する。 ③インターネットの利用に関する指導など、情報モラル教育の充実を図る。 ④いじめ撲滅宣言や標語・ポスター作成など児童会や生徒会による児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組を実施する。 ⑤広報や授業参観等を実施し、保護者のいじめに対する意識を高められるようにする。			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	4月・9月の できるだけ早い時期	4月・9月の できるだけ早い時期	4月・9月の できるだけ早い時期	
場所	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校	
回数	2回	2回	2回	
対象者	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童生徒、保護者	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童生徒、保護者	鹿屋市内各小中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童生徒、保護者	
人数	約20,000人	約20,000人	約20,000人	
備考	○ 全ての学校で、いじめ問題に関する取組を積極的に展開する。 ・校内研修の充実（全ての学校において、いじめ問題に関する研修を実施） ・児童会や生徒会による児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組を実施			

		課室係	学校教育課	学校教育係
事業名	人権週間			
概要	(1)豊かな心と体をはぐくむ教育の推進 (2)教職員及び児童・生徒の人権意識の高揚を図る取組 (3)学校生活全般における指導及び各教科等における学習活動の展開 (各学校の取組例) ①人権週間の保護者への啓発 ②研究授業を通じた人権同和教育の指導方法等についての職員研修 ③SOS ミニレターの利用促進 ④北朝鮮当局による拉致問題・ハンセン病問題を考える学習			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日 (1・2学期に設定)	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日 (1・2学期に設定)	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日 (1・2学期に設定)	
場所	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	
回数	1回	1回	1回	
対象者	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	
人数	約 10,000 人	約 10,000 人	約 10,000 人	
備考				

		課室係	学校教育課 学校教育係	
事業名	人権同和問題啓発強調月間			
概要	(1)豊かな心と体をはぐくむ教育の推進 (2)教職員及び児童・生徒の人権意識の高揚を図る取組 (各学校の取組例) ①学校だよりによる週間の啓発 ②外部講師による講話を中心にした職員研修 ③人権同和教育の推進方策や指導計画等に関する職員研修 ④体罰問題・いじめ問題等の職員研修 (3)各種コンクールへの参加促進 ①法務局の人権作文コンテスト ②「小さな親切」運動作文コンクール など			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日 (1・2学期に設定)	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日 (1・2学期に設定)	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日 (1・2学期に設定)	
場所	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	鹿屋市内各小・中学校及び 鹿屋女子高等学校	
回数	1回	1回	1回	
対象者	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員 及び児童・生徒	
人数	約 10,000 人	約 10,000 人	約 10,000 人	
備考	○ 全ての学校が、人権同和教育を推進した教育活動を積極的に展開する。 ・校内研修の充実(年3回以上、講師招聘年1回以上、参加・体験型による研修) ・人権に関する作文コンクールへの応募増加			

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	人権の花運動			
概要	指定校の児童が協力し合い人権の花「ひまわり」を種から育て、その過程の中で人権の大切さを学び、翌年度の実施校へ種を引き継ぐもので、人権擁護委員会と共に開会式・中間観察・閉会式を行い、学校の教育課程全般を通じて人権について学ぶ機会を設ける。 (1)開会式(4月) (2)中間観察(8月) (3)閉会式(1月)			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月 ～令和3年12月	令和4年4月 ～令和4年12月	令和5年4月 ～令和5年12月	
場所	細山田小	寿北小・西俣小	鹿屋小・吾平小	
回数	年1校	年2校	年2校	
対象者	小学校児童・教職員	小学校児童・教職員	小学校児童・教職員	
人数	211人	627人	849人	
備考	○市単独事業として、毎年1校を指定し、人権啓発と人権教育の機会を確保していく。			

		課室係	市民課 男女共同参画推進室	
事業名	人権・デートDV防止研修会			
概要	若い世代から男女の人権を尊重し、対等な人間関係を築くことを学ぶため、市内の中学校・高等学校で生徒・教職員・保護者を対象に「人権・デートDV防止研修会」を実施するもの			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	学校の実施希望日	学校の実施希望日	学校の実施希望日	
場所	市内中学・高校	市内中学・高校	市内中学・高校	
回数	9校	9校	9校	
対象者	中・高校生、教諭、保護者	中・高校生、教諭、保護者	中・高校生、教諭、保護者	
人数	1,500人	1,500人	1,500人	
備考	○毎年中学校6校、高等学校3校で実施			

③社会教育における啓発活動等

		課室係	生涯学習課 社会教育係	
事業名	人権教育研修			
概要	各対象者・分野別に所定の事業を行い、人権教育の推進を図る。 (1)人権問題講演会 対象 学校、PTA 関係者・社会教育関係団体・一般市民 時期 11月～12月初頃 (2)家庭教育学級 対象 家庭教育学級生 時期 各学級のタイミング (3)出前講座の実施 対象 各学校の保護者・児童 等 時期 出前講座派遣依頼の日時で実施			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	(1) …11月～12月初頃 (2)・(3) …随時	(1) …11月～12月初頃 (2)・(3) …随時	(1) …11月～12月初頃 (2)・(3) …随時	
場所	(1) …鹿屋市文化会館 (2)・(3) …各学校 等	(1) …鹿屋市文化会館 (2)・(3) …各学校 等	(1) …鹿屋市文化会館 (2)・(3) …各学校 等	
回数	(1) …年1回 (2)・(3) …各団体による	(1) …年1回 (2)・(3) …各団体による	(1) …年1回 (2)・(3) …各団体による	
対象者	学校関係者・児童生徒	学校関係者・児童生徒	学校関係者・児童生徒	
人数	(1) …約500人程度 (2)・(3) …各団体による	(1) …約500人程度 (2)・(3) …各団体による	(1) …約500人程度 (2)・(3) …各団体による	
備考				

		課室係	生涯学習課 社会教育係	
事業名	人権教育啓発活動促進事業			
概要	<p>人権に関する学習機会を提供するとともに、人権問題講演会・人権ポスター・標語コンクール等を実施し、人権意識の向上を図る。</p> <p>(1)人権問題講演会の開催 (2)人権ポスター・標語コンクールの開催 (3)啓発ポスターの作成、配布</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	11月末～12月初頃	11月末～12月初頃	11月末～12月初頃	
場所	鹿屋市文化会館	鹿屋市文化会館	鹿屋市文化会館	
回数	1回	1回	1回	
対象者	学校関係者・市民	学校関係者・市民	学校関係者・市民	
人数	約500人程度	約500人程度	約500人程度	
備考	<p>○周知、広報により、より多くの参加者が増えるよう取り組む。</p> <p>○毎年度、その時世にあった講師を選定し、講演会の効果を最大限に活かせるよう工夫する。</p>			

		課室係	生涯学習課 中央公民館	
事業名	高齢者大学における様々な人権啓発学習			
概要	<p>(1)高齢者を中心とした様々なトラブルの現状を知り、今後の生活に活かす。 (高齢者差別・消費者トラブル・振込み詐欺・介護現場)</p> <p>(2)ハンセン病に対する正しい理解 (星塚敬愛園の施設参観及び入所されている方の講話を聞く)</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	未定	未定	未定	
場所	未定	未定	未定	
回数	各1回	各1回	各1回	
対象者	65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者	
人数	約100人	約100人	約100人	
備考	<p>○高齢者の各種トラブル解消</p> <p>○ハンセン病に対する正しい理解</p>			

④関係課及び関係団体による横断的な取組

		課室係	市民課	戸籍係
事業名	人権啓発強化期間			
概要	人権同和問題啓発強化期間において、横断的かつ効果的な取組を行う。 (1)人権同和問題啓発強調月間(8月) ①強調月間の周知 (広報かのや、FMかのや、庁舎広告モニターなどを活用した周知) (2)人権週間(12月) ①人権展示会の実施 (人権標語・ポスターコンテスト入賞作品、キャンペーンリボンツリー等の展示) ②出張啓発活動の実施 (大型店舗等での啓発活動の実施)			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市役所・大型店舗など	市役所・大型店舗など	市役所・大型店舗など	
回数	各1回	各1回	各1回	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○各種団体に対し協力を求め、本活動の啓発を強化する。			

(2) 分野別施策の推進

①女性

		課室係		市民課 男女共同参画推進室	
事業名	男女共同参画講演会				
概要	男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められており、それに向けて、市民の理解を深めるための講演会を開催するもの				
各年度の事業内容					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
実施日	未定	未定	未定		
場所	市内	市内	市内		
回数	1回	1回	1回		
対象者	市民	市民	市民		
人数	—	—	—		
備考	○男女共同参画に関する市民意識調査において、社会全体において男女が「平等である」と感じる人の割合が、20% (2024)				

		課室係		市民課 男女共同参画推進室	
事業名	「Kanoya 男女共同参画 News」の発行				
概要	広く市民へ男女共同参画に関する情報を伝達するため、発行する広報紙。事業のお知らせやDV被害者の相談窓口等を紹介。作成したものは、市の回覧や公共施設等に配付している。				
各年度の事業内容					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
実施日	5月、8月、11月、2月	5月、8月、11月、2月	5月、8月、11月、2月		
場所	—	—	—		
回数	年4回	年4回	年4回		
対象者	市民	市民	市民		
人数	—	—	—		
備考	○男女共同参画に関する市民意識調査において、社会全体において男女が「平等である」と感じる人の割合が、20% (2024)				

		課室係		市民課 男女共同参画推進室	
事業名	お届けセミナーの実施				
概要	性別による固定的役割分担意識の解消や慣行の見直し等により、誰もが社会の中でその個性と能力を十分に発揮できるよう、また男女がともに仕事と生活を両立させ、地域社会に参画することができるよう、各種団体や企業等が主催する男女共同参画に関する研修会等に専門の講師を派遣するもの				
各年度の事業内容					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
実施日	未定	未定	未定		
場所	市内	市内	市内		
回数	4回程度	4回程度	4回程度		
対象者	市民	市民	市民		
人数	—	—	—		
備考	○男女共同参画に関する市民意識調査において、社会全体において男女が「平等である」と感じる人の割合が、20%（2024）				

		課室係		子育て支援課 児童家庭係	
事業名	婦人保護事業				
概要	<p>売春防止法の規定による要保護女子について、必要な相談、調査、判定、指導及び收容保護を行う。併せて配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）において、被害者の支援を行う。</p> <p>（1）女性相談員2人配置 相談時間：平日／8時30分～17時 （2）相談方法 電話及び面談 （3）証明事務 配偶者からの暴力の被害相談の証明書等 （4）その他 ①関係機関の連携協力、保護命令への関与 ②関係課への同行支援等</p>				
各年度の事業内容					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日		
場所	市役所庁舎内	市役所庁舎内	市役所庁舎内		
回数	随時	随時	随時		
対象者	市民	市民	市民		
人数	—	—	—		
備考					

②子ども

		課室係	子育て支援課 児童家庭係	
事業名	児童虐待防止ネットワーク事業			
概要	<p>児童虐待の防止や早期発見に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、連携を図るとともに、市民等への啓発活動を行う。併せて児童虐待の防止や早期対応を行うなど家庭における適正な児童教育、家庭児童福祉の向上を図るため、相談指導業務を行う。</p> <p>(1)相談員支援員2人配置 相談時間：平日／8時30分～17時 (2)鹿屋市要保護児童対策地域協議会の運営 ①代表者会議の開催（年1回） ②実務者会議の開催（年4回） ③個別ケース検討会議の開催（随時開催） (3)児童虐待防止に関する市民等への啓発活動（主に11月） （ポスター及びチラシ配布、オレンジリボンツリー活動、のぼり等）</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	(1) 市役所庁舎内 (2) 公的機関 (3) 市内一円	(1) 市役所庁舎内 (2) 公的機関 (3) 市内一円	(1) 市役所庁舎内 (2) 公的機関 (3) 市内一円	
回数	適時	適時	適時	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考				

③高齢者

		課室係	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	
事業名	認知症サポーター等養成事業			
概要	<p>認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成する。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	随時	随時	随時	
場所	鹿屋市内	鹿屋市内	鹿屋市内	
回数	30回	30回	30回	
対象者	市民	市民	市民	
人数	1,000人	1,000人	1,000人	
備考	○認知症サポーター養成回数 30回 養成者数 1,000人			

		課室係		高齢福祉課 地域包括ケア推進係
事業名	総合相談事業			
概要	高齢者やその家族に対して、介護に関する相談だけでなく、医療・保健・福祉等に関する総合的相談（権利養護、高齢者虐待等）に応じ、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる。			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	随時	随時	随時	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	高齢者とその家族	高齢者とその家族	高齢者とその家族	
人数	—	—	—	
備考				

④障害者

		課室係		福祉政策課 障害者福祉政策係
事業名	地域生活支援事業			
概要	<p>障害者の福祉の増進を図ると共に、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。19事業実施、主なものは下記のとおり。</p> <p>(1)社会参加促進事業（奉仕員養成事業） 聴覚障害者等の支援者として期待される手話・要約筆記・点訳・朗読奉仕員を養成する。</p> <p>(2)社会参加促進事業（点字・声の広報発行事業） 障害者やその支援者のための各種講習会の開催や、文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他の障害者にわかりやすい方法により広報等を提供する。</p> <p>(3)意思疎通支援事業 聴覚又は言語機能障害者が社会生活を営む上で必要不可欠な会合及び集会等に出席する場合において、その円滑な意思の疎通を図るための手話奉仕員等の派遣を行う</p> <p>(4)その他障害者の社会参加に関すること。</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	リナシティかのや	リナシティかのや	リナシティかのや	
回数	随時	随時	随時	
対象者	障害者及び支援者	障害者及び支援者	障害者及び支援者	
人数	—	—	—	
備考				

⑤外国人

		課室係	地域活力推進課	国際交流係
事業名	多文化共生推進事業			
概要	<p>市内在留外国人の増加を受け、互いの文化の違いを認め合い、地域の一員として共生する「多文化共生」の地域づくりを推進する。</p> <p>(1)外国人の生活環境の充実</p> <p>①災害時の外国人支援</p> <p>②日本語学習の機会創出</p> <p>(2)市民の異文化理解増進の機会拡大</p> <p>①民族館の活用</p> <p>②国際交流員の出前講座</p> <p>③鹿屋市国際交流協会の事業やイベント 等</p> <p>(3)在留外国人の行政手続等の支援</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市内一円	市内一円	市内一円	
回数	—	—	—	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○多文化共生社会の実現による「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」			

⑥H I V感染者

		課室係	健康増進課	健康増進係
事業名	エイズ予防事業			
概要	<p>小・中・高校の児童生徒や教師、保護者に対し、エイズに関する正しい知識の学習と普及啓発のための講演会を実施している。そのことにより、エイズ予防に関心を持ち、エイズに対する偏見や差別のない社会づくりを学ぶ。また、性に対する正しい考えを得ることで、自分を含めた生命の尊さを学ぶ。</p> <p>(1)助産師等による講演</p> <p>(2)エイズに関する教材等の貸し出し</p> <p>(3)鹿児島レッドリボン月間における啓発（ツリー、ポスター等）</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	各学校 その他	各学校 その他	各学校 その他	
回数	73回	73回	73回	
対象者	小・中・高校の児童生徒、 教師、保護者、市民	小・中・高校の児童生徒、 教師、保護者、市民	小・中・高校の児童生徒、 教師、保護者、市民	
人数	4,600人	4,600人	4,600人	
備考	○各年度も希望調査後、実施する。			

⑦ハンセン病問題

		課室係	健康増進課	健康管理係
事業名	ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発事業			
概要	ハンセン病問題を正しく理解するための啓発事業の推進 (1)ハンセン病問題啓発パネル展示の実施(本庁及び各総合支所 計4か所) (2)ハンセン病問題啓発講演会の開催 (3)ハンセン病問題啓発研修会の開催(市職員対象)			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	未定	未定	未定	
場所	市内各所	市内各所	市内各所	
回数	7回	7回	7回	
対象者	市民、市職員	市民、市職員	市民、市職員	
人数	300人	300人	300人	
備考	○各啓発事業の実施 ○参加者人数の達成			

⑧犯罪被害者

		課室係	市民課	戸籍係
事業名	犯罪被害者支援センターに関する周知			
概要	(1)犯罪等の被害者・家族・遺族に精神的なケアを行い、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者の被害の回復や軽減に資する犯罪被害者支援センターに負担金を拠出し、運営に協力する。 (2)11月25日～12月1日の犯罪被害者週間にあわせ、広報誌やポスター等による同センターの紹介、犯罪被害者の人権に対する理解を深める広報活動を行う。			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○あらゆる手法を用いて、全市民へ周知広報を行う。			

⑨北朝鮮当局による拉致問題等

		課室係	福祉政策課 管理係	
事業名	拉致被害者・家族支援事業			
概要	北朝鮮当局によって拉致された被害者及びその家族に対する総的な支援を実施するもの (1) 署名活動への協力(福祉まつり・農業祭り等イベント時) (2) 啓発週間における懸垂幕の掲出、パネル展示、募金・署名活動 (北朝鮮人権問題啓発週間:12月10日~16日)			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ~令和4年3月31日	令和4年4月1日 ~令和5年3月31日	令和5年4月1日 ~令和6年3月31日	
場所	本庁・各総合支所	本庁・各総合支所	本庁・各総合支所	
回数	—	—	—	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○拉致問題を決して風化させないように、また、一刻も早い解決に向け、市民ひとりでも多くの理解と促進を図る。			

⑩刑を終えて出所した人

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	社会を明るくする運動			
概要	<p>社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動で、黄色い羽根の着用や街頭啓発活動等の更生保護活動を担う保護司等の活動を支援する。</p> <p>また、罪を犯した者が更生して社会復帰するためには就労支援が重要であり、再び犯罪を犯すことを防ぎ、善良な社会の一員として改善更生を行うことは安全安心な地域社会に繋がることから平成29年2月に締結した「保護観察中の者の就労支援に関する協定」に基づき、保護司会と協力し再犯防止に向けた取組を行う。</p> <p>(1)社会を明るくする運動(7月) (2)薬物乱用防止キャンペーン(6月・11月) (3)社会を明るくする運動講演会(7月) (4)社会を明るくする運動グランドゴルフ大会(11月)</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	鹿屋市役所・ 市内大型店舗等	鹿屋市役所・ 市内大型店舗等	鹿屋市役所・ 市内大型店舗等	
回数	随時	随時	随時	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	<p>更生保護の日(7月1日) ○社会を明るくする運動出発式及び広報活動を強化し、各種団体に対し支援を求めていく。</p>			

⑪その他

同和問題、インターネット等による人権侵害、アイヌの人々、ホームレス、性的指向と性自認、人身取引、風評被害にかかる人権教育・啓発活動については、人権啓発の一環として、学校教育や社会教育のほか、広報誌などによる啓発活動はこれまでも行っているところである。

今後も更に、国・県・関係団体等と連携を密にしながら教育・啓発の充実に努めることとする。

(3) 特定職業従事者に対する研修

		課室係	総務課	人事研修係
事業名	星塚敬愛園実地研修			
概要	施設入所者や関係者の講話、施設見学等を通じて、ハンセン病問題に関する歴史や経緯など基本的な知識を学び理解を深め、正しい知識の普及啓発に役立てるとともに、職員の豊かな人権感覚を養う。 (1)研修時間 約2時間30分 (2)研修内容 入所者等による講話、施設見学等			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年8月	令和4年8月	令和5年8月	
場所	星塚敬愛園	星塚敬愛園	星塚敬愛園	
回数	1回	1回	1回	
対象者	新規採用職員 及び新任課長	新規採用職員 及び新任課長	新規採用職員 及び新任課長	
人数	40人程度	40人程度	40人程度	
備考	※新型コロナウイルス感染症の流行などによる星塚敬愛園の施設開放状況によっては、実施できない可能性がある。			

		課室係	総務課	人事研修係
事業名	人権啓発研修（自治研修センター支援事業）			
概要	公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターの研修支援事業を活用して、鹿児島県人権同和対策課研修専門員を講師とする研修を行い、人権啓発に関する知識を身に付け、理解を深める。 (1)講義時間 約2時間 (2)講師 県人権同和対策課 研修専門員 (3)講義内容 子ども・高齢者・障がい者・女性・外国人などの人権問題			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年8月	令和4年8月	令和5年8月	
場所	市役所本庁舎	市役所本庁舎	市役所本庁舎	
回数	4回 (1日:2回×2日)	6回 (1日:2回×3日)	4回 (1日:2回×2日)	
対象者	会計年度任用職員 及び新規採用職員	全職員	会計年度任用職員 及び新規採用職員	
人数	400人程度	600人程度	400人程度	
備考	○職員、会計年度任用職員の受講率：80%以上			

事業名	教育研修推進事業		
概要	(1) 学校教育課 ① 人権同和教育担当者研修会の開催 (1回) ② 市人権・同和教育研究会の共催 (1回) (2) 各学校・・・研修内容の還元 (各学校の取組例) ① 校内研修における還元 (説明・資料配布等) ② 全校朝会等による講話 ③ 道徳教育及び特別活動等の充実 ④ 「ハンセン病問題」学習用紙芝居の活用		
各年度の事業内容			
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日	8月・2月	8月・2月	8月・2月
場所	鹿屋市中央公民館 外	鹿屋市中央公民館 外	鹿屋市中央公民館 外
回数	2回	2回	2回
対象者	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員	鹿屋市内小・中学校及び 鹿屋女子高等学校教職員
人数	150人	150人	150人
備考	○全ての学校が、人権同和教育を推進した教育活動を積極的に展開する。 ・「人権尊重の理念」の教育課程への位置付け ・人権同和教育研修会への参加 (3年間のうちに1回以上)		

(4) 総合的かつ効果的な推進

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	人権擁護委員の支援			
概要	<p>国民の基本的人権が侵犯されないよう監視し、侵犯に対する救済を行い、自由人権思想の普及高揚に努める人権擁護委員の活動を支援するもの。人権擁護委員は、人権の花運動のほか、法務局等と連携し次の事業等を担う。</p> <p>(1)子ども人権委員会(年2回開催) (人権SOSミニレター事業、「じんけんってなあーに」運動等)</p> <p>(2)男女共同参画推進委員会(年3回開催)</p> <p>(3)事務局会議(年8回開催)(会議の開催、機関紙「まもるくん通信」の発行)</p> <p>(4)講演会(委員講師の講演会及び法務局職員が講師の講演会)</p> <p>(5)人権作文コンテスト(小・中学生を対象)</p> <p>(6)人権教室(小・中学生及び教職員・保護者、高齢者等を対象)</p> <p>(7)人権週間(人権キャラバン:12月)</p> <p>(8)特色ある啓発活動 (各地域行事にウォークバルーン参加、啓発物品配布、人権紙芝居)</p> <p>(9)人権相談活動(特設人権相談所、常設人権相談所)</p>			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市内	市内	市内	
回数	随時	随時	随時	
対象者	人権擁護委員	人権擁護委員	人権擁護委員	
人数	14人	14人	14人	
備考	○特設人権相談所開設において、会場確保や開催回数の維持に努める。			

		課室係	市民課 戸籍係	
事業名	市民総合相談			
概要	市民の様々な悩み事や心配事の相談に応じるとともに、各課の相談員、外部の相談機関と連携し、その解決に資するもの			
各年度の事業内容				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
場所	市内	市内	市内	
回数	常時開設	常時開設	常時開設	
対象者	市民	市民	市民	
人数	—	—	—	
備考	○あらゆる手法を用いて広報啓発活動を行いながら、全市民の安全安心な生活が保たれるようにする。			

「キャンペーンリボン」の紹介

さまざまな種類のリボンを胸などに着けている人を見かけます。
日本国内における、さまざまな種類のリボンに願いを込めた社会的な
「キャンペーンリボン」の主な種類・趣旨についてご紹介します。

イエローリボン 提供：日本障害者協議会



「障害者の社会参加促進」

- ・障害者権利条約の批准推進と障害のある人びとの社会参加の推進をめざしてのシンボルマーク
 - ・英国では古来から「黄色」は身を守るための色とされており、「黄色」は米国に渡って幸せを願う「黄色いリボン」となって、国内では「幸せの黄色いハンカチ」からイメージされた。
-

オレンジリボン 提供：NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク



「児童虐待防止」

- ・2004年9月、栃木県で幼い兄弟が虐待を受け、亡くなるという痛ましい事件をきっかけに「オレンジリボンキャンペーン」として全国に活動が広がる
 - ・毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、各行政機関にて、さまざまな行事が展開されている
-

レッドリボン 提供：(財)エイズ予防財団



「エイズへの理解・支援」

- ・エイズに対する理解と支援のシンボル。もともと1990年頃に、米国でエイズでなくなった人への哀悼とエイズへの理解を支援の運動から始まったといわれている。その後これは世界共通のシンボルとなり、国連のエイズ対策機関・UNAIDSのマークにも取り入れられている
-

パープルリボン 提供：全国女性シェルターネット



「女性に対する暴力根絶」

- ・1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、性暴力被害サバイバーによって作られ、暴力被害者にとってより安全な社会になることを目的に取り組まれた。
- ・毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

ピンクリボン 提供：NPO 法人 乳房健康研究会



「乳がん早期発見」

- ・1980年頃、米国にて乳がんで死亡した女性の母親が、その女性の娘である孫に、同じ悲しみを繰り返さないよう願いを込めて手渡したのがピンクのリボンといわれ、のち1993年に10月の第3金曜日を「ナショナルマンモグラフィデー」と制定
- ・2000年7月から、「ピンクリボンバッジキャンペーン」として、乳がんの早期発見の大切さを展開中

ブルーリボン 提供：日本ブルーリボンの会



「北朝鮮による拉致被害者の救出」

- ・「リボンは核兵器より強し」との理念のもと各方面へアピール
- ・近くて遠い国北朝鮮と、祖国日本を隔てる「日本海の青」をイメージ
- ・1997年、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会が結成され、その家族会への支援が広がる

グリーンリボン 提供：(社)日本臓器移植ネットワーク



「(臓器) 移植医療の普及」

- ・1980年頃から米国で始まり世界的に発展している「移植医療」のシンボルマークで、グリーンは成長と新しいいのちを意味するものとし、リボンはいのちの贈り物によって結ばれたドナー（臓器提供者）とレシピエント（移植が必要な患者）のつながりを表現している

シルバーリボン 提供：NPO 法人 シルバーリボンキャンペーン横浜



「脳に起因する病、心の病への理解を促進」

- ・1993年、米国で「精神障害者」や「知的障害者」など脳に関係した障害がある人への偏見を払拭するために開始
- ・国内では、脳に起因する障害がある方が偏見や差別を受けやすいことを踏まえ、側面的支援によって偏見や差別を取り除くために開始された

ホワイトリボン 提供：NGO JOICFP(ジョイセフ)



「世界中の妊産婦の命を守るシンボル」

- ・開発途上国における妊産婦の命と健康を守る国際的な運動のこと
- ・日本が戦後に途上国並みに多かった妊産婦死亡や乳幼児死亡を減らすことに成功したノウハウを開発途上国への支援として国際的に要望され、1968年、日本の民間の国際援助団体として活動を開始している